

## 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下のように対応します

- ・当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

電子的診療情報連携体制整備に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行います